

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻川 高寛
(コード番号：3010 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 半田 高史
(TEL:03-5822-3010)

社債の繰上償還及び資金の借入れとこれによる支払利息削減に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、当社のスポンサーグループであるスターアジアグループに属する SAO III LLC から、SAO III LLCが唯一の出資者となっている Capital RE LLC が保有するポラリス・ホールディングス株式会社 第1回無担保社債（償還期日：2024年6月30日、償還金額997百万円、以下「本社債」という。）の繰上償還を条件として、フィリピン共和国内の金融機関からの高金利の借入れの期限前弁済による支払利息の削減を目的として、1,500百万円の借入れ（以下「本件ローン」という。）を行うための金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結することを取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。これにより、2027年3月期までの3年間では支払利息の約216百万円の削減が見込まれます。

記

1. 資金の借入れの目的

当社グループでは、2023年3月31日に Red Planet Holdings (Philippines) Limited、2023年10月2日に Red Planet Hotels Manila Corporation の株式を取得し、Red Planet Holdings (Philippines) Limited 及びその子会社並びに Red Planet Hotels Manila Corporation（以下、総称して「レッド・プラネットホテル運営会社」という。）を連結子会社とし、フィリピン共和国においてレッド・プラネットブランドにて14ホテルの運営を行っております。レッド・プラネットホテル運営会社は、運営するすべてのホテルの建設資金の一部をフィリピン国内の金融機関から調達（以下「フィリピン国内借入れ」という。）しており、このフィリピン国内借入れに係る利率は、ここ数年のフィリピン共和国の政策金利の引き上げに伴い上昇しております。そのため、フィリピン国内借入れの金利負担が当社グループにとって財務及び会計上の大きな負担となっており、当社ではフィリピン国内借入れの金利負担の軽減を最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。その結果、当社の親会社グループであるスターアジアグループに属する SAO III LLC から、本社債の繰上償還を条件として、フィリピン国内借入れの一部の期限前弁済を行うための資金として本件ローンを受けることが可能となり、本契約の締結により当社グループの業績の改善及び企業価値向上を図ることといたしました。

2. 本社債の繰上償還の概要

① 社債の名称	ポラリス・ホールディングス株式会社第1回無担保社債
② 繰上償還日	2024年3月29日(予定)
③ 繰上償還額	997百万円

(注) 繰上償還合意予定日は、2024年3月29日であります。

3. 資金の借入れの概要

① 借入先	SAO III LLC
② 借入金額	1,500百万円
③ 資金使途	フィリピン国内借入れの返済
④ 借入実行日	2024年4月12日(予定)
⑤ 返済期日	2027年3月31日(予定)
⑥ 借入金利	基準金利+スプレッド
⑦ 担保の有無	無担保、無保証

(注) 契約締結予定日は、2024年3月29日であります。

4. 今後の見通し

本社債の繰上償還及び本件ローンの実行による当期の連結業績への影響は軽微であります。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本契約の契約相手先であるSAO III LLCは、当社の親会社等の子会社等であるため、SAO III LLCとの本取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2023年7月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。」と示しております。

当社は、監査等委員に対して本契約の締結に関する詳細な説明資料を提供し、同資料に関する質疑応答を行った上で、当社の取締役会決議を行う対応をし、本契約に係る契約条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、本契約の締結に当たっては、公正性を担保するため「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、社内で定められた規則、手続き等に基づいて行っております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」のとおり、本取引の内容及び条件が公正である旨の意見を支配株主と利害関係のない者から入手しております。

本契約の締結に当たり、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世氏、増山太郎氏、梅木篤郎氏、辻川高寛氏及び田口洋平氏）を除く取締役全員の承認により決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2024年3月25日時点において支配株主と利害関係のない当社の独立役員である社外取締役 松尾剛氏、社外取締役 北添裕己氏、社外取締役 諸橋隆章氏及び社外取締役 中村明日香氏から、以下の理由により本契約の締結の目的は合理的で、本契約の内容及び条件が公正かつ妥当であると認められることに加え、本契約の締結の手続きにおける公正性を確保するための措置が講じられていることにより、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を受領しております。

① 本契約の締結の目的の合理性

本契約の締結は、当社グループの連結ベースでの金利負担を軽減し、当社グループの資金繰り及び業績の改善に資するものであることから、企業価値向上に貢献するものであり、当社の少数株主との関係においてもその目的の正当性を認めることができると考えられるため、本契約の締結の目的は合理的であると言える。なお、本件ローンは円建のため、為替の変動による為替リスクを伴うが、短期的には金利負担の軽減によるメリットの方が為替リスクよりも優位性が高く、将来的な為替変動リスクについては金利軽減の効果は薄まるがフィリピン・ペソ建借入れへの借換えやヘッジ取引の利用によりコントロール可能であることから、今回のスキームが最善策と考えられる。

② 本契約の内容及び条件の公正性及び妥当性

本契約の利率等は、これまでの当社が資金調達に当たり金融機関等と交渉を行ってきた借入条件と比較検討を行っており、同種契約の条件から逸脱するものではなく、その他の契約内容及び条件についても同種契約の一般的な内容及び条件から逸脱する事項は見当たらず、かつ、返済資金に不足が生じた場合に利息支払いの繰延べが可能となっており、当社にとって有利な条件となっている。以上によれば、本契約の内容は公正かつ妥当であると認められる。

③ 本契約の締結における手続きの公正

本契約の締結について、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクレーン4世氏、増山 太郎 氏、梅木 篤郎 氏、辻川 高寛 氏及び田口 洋平 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行う予定である。また、各監査等委員に対して、本契約の締結に関する書類で詳細な説明がなされ、また質疑応答なども行われている。以上の事実関係に照らせば、当社の意思決定の公正性を担保するための措置も図られているものと認められる。

以上